

Title	商業革命時代の独逸ハンザ
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.8 (1939. 8) ,p.1033(35)- 1066(68)
JaLC DOI	10.14991/001.19390801-0035
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390801-0035">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390801-0035</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 商業革命時代の獨逸ハンザ

高村象平

バルト海地帯を以て己が封鎖的獨占商業圏となし、ここへ進出を企てる外國勢力を飽くまで阻むことは、後期獨逸ハンザ——特にリュベックを中心とするウェンデン諸都市群が、その商略上最も緊要な課題としたところである。この爲めに、西方からの關門に當るズンド海峽航行權の爭奪が、ハンザ乃至その競争勢力の目標となつた。しかもこの海峽の支配にとつて肝要な兩岸の地は、丁抹の領土であつた故に、航行權を繞る争ひには、スカンデナヴィアの政情が織り込まれざるを得なかつた。斯くてこれの動向に應じて、或はリュベックの有利に、或は外國商人の優勢の裡に、ズンド制覇戦は展開されて行つたのである。この外國勢力としては、和蘭、英吉利、更に南獨（後には中獨——ライプツヒ）の商業資本を挙げ得る。私は他の機會に、和蘭商業資本の進出に就いて若干述べたが（1）、本稿ではズンド闘争が結末を見た時代を中心として述べて見たい。

ズンドを繞る和蘭と獨逸ハンザとの争ひは、一五四四年のシバイヤに於ける媾和を以て、和蘭側に有利に決定したと云つてよい。即ち同條約に於いて、カール五世は丁抹王位繼承に關する要求を撤回する代償として、和蘭船舶のズンド航行自由を得たのであつた(2)。但しこの世紀の後半、謂ゆる北方七年戦争に際してズンド封鎖が再び俎上にのぼる。そしてその後一時ここを通過する和蘭船舶の数は急減するが(3)、然しこれはリュベックが海峡を制したるが爲めに基くものではなく、原因は他に存した。即ちそれは、和蘭獨立運動の餘波なのであつた。従つて、ズンドに於ける勢力の交替は、右の四〇年代に行はれたと做してよいのである。

この十六世紀四〇年代は、謂ゆる商業革命の初期に該當する。ところで、クリストフコロ・コロムボの新大陸發見やヴァスコ・ダ・ガマの東印度航路開拓やの世界史的事實を以て開始された商業革命は、獨逸ハンザの動向と如何なる關聯を有したか。通説によれば、この變革によつて、それまで北歐に蟠踞し當時の世界經濟の中樞を爲した獨逸ハンザは、遂に見る蔭もなきものと化して了つたと云はれる。事實その結果から見れば、この通説は、その大勢に關して誤つては居ない。まさしく獨逸ハンザの没落は、商業革命と時を同じうして居る。然しその没落は、通常説かれるやうに、時代が沿岸航海——商業中心から外洋航海時代に推移したのに對し、ハンザの支配領域がその地理的條件からこれに觸れるところなく、ハンザ商業亦これに参加することをしなかつたから生じたのであらうか。

先づハンザが外洋航海と關係なしとの説に對しては、謂ゆる發見時代前に於いて、ハンザ諸都市が盛にアイスランドへの航海を行つたことは如何に解釋すべきかと問はれねばならない。これは單なる沿岸航海ではないからである。然し假りにこれを尙外洋航海の通念に合致せずとして斥け得るとしても、十六世紀の八〇年代に於けるブラジルへの航海に、ダンチヒ市民が和蘭商人及び船長と共に、共同船主として参加して居る事實や(4)、九〇年代から十七世紀初頭にかけて、ハムブルク商人が自船を以てリスボン——ブラジル——ハムブルクの航海に従事して居た資料に對しては(5)、無下にこれを拒み得ないであらう。ハンザ商人も、決して新大陸貿易に對して無關心ではなかつたのである。次に、斯かる直接的参加は、その例證多からざるところからして(6)、これを重視し得ないとしても、十六世紀に於けるハンザ都市の西班牙・葡萄牙航海に對しては、目を蔽ふことが出来ない。それは決して例外的現象として律せらるべき程度のもではなかつたのであり、しかも明かにこれは、東西兩印度貿易への間接的参加に外ならないのである。斯くてハンザの没落は、新時代の航海——商業との聯關を缺いたからとは云ひ得ないのである。

それにも拘らず、事實としてハンザはこの商業革命期に没落した。その所以は那邊に存するか。それは前記ハムブルク商人の新大陸貿易が一六〇二年を以て暫らくの間中斷せられざるを得なかつた事情に求められよう。即ち十六世紀末年より西班牙——葡萄牙政府は、ブラジルに於ける外國人の商業——航海禁止政策を強化した。この場合佛蘭西船舶の如きは、この閉鎖策にも拘らず、尙暫時北部ブラジルに於いて沿岸貿易を營み得たのに對し、ハンザ船舶は全くこれを爲し得なかつた理由である。これは結局、ハンザ側に於いて西班牙——葡萄牙の武力的獨占を打

破する迫力を缺いたからに外ならない。

それには、この頃に於けるハンザ諸都市の資力の不足や(7)人材の缺如も數えられよう(8)。又それにも増してハンザ都市の存する獨逸帝國の經濟的没落、更にはこの本國とハンザ都市との連繫の緊密さを缺いたことが考へられよう。事實當時の諸國の植民地商業の盛衰は、當該本國の背景乃至その促進力の如何によつて決定せられたのであつて、この意味に於いては、ハンザの植民地貿易は、その直接擔當者たるハンザ諸都市なり、又はその背後の獨逸帝國なりの権力さへ牢固たるものがあれば、これを繼續し得たのであつたと考へられる。然るに宗教戦争による獨逸帝國、殊にハンザの地盤たる北獨地方の經濟的衰退を前にしてはこれを求め難い。但し、發見時代の植民地貿易の先驅的成功者たる葡萄牙が、當初これを遂行するに要する資力を南獨逸や伊太利の大商人に求めたこと(9)、或は西班牙がその銀船隊や無敵艦隊の編成に、和蘭やハンザの船舶を拿捕してこれに當てたこと等に想到すれば(10)、この北獨の經濟的没落は、必ずしもハンザの植民地貿易の杜絶、従つてハンザそのもの、没落の前提條件となるとは限らないとも云へよう。

では次に、ハンザと獨逸帝國との結び付きは弛緩して居たか。これに對して通説は肯定する。例へば十六世紀中葉ハンザがその陣容を立て直すに當つて制定した聯合規約(Konföderationsnotiz)の冒頭に、皇帝及び獨逸帝國、更には各個の都市が服屬する諸侯に、對する忠節と義務との履行を宣言したことは(11)、後述する如くこの頃のハンザの本質を知る緒ちとなるものであるが、いま右の問題に關して云へば、ハンザと上級政治權力との間に緊密を欠

いたことの證左とならう。何となれば、現實の事態に於いて然らざりしが故にこそ、特にこれを掲げる要があつたとも做すのである。然しこれと反對に、これは單に服屬關係の存在を再確認したに過ぎぬとも解釋され得よう。その孰れを採るべきかは、尙他に多くの考證を要する問題なのであるが、現在私としては、後者の解釋に傾いて居る。それは後期ハンザ時代に於いて、諸侯との關係が尖鋭するに従つて、諸都市は諸侯の要求を容れること多く、その對立の緩和に努めて居たと見られるからである。

しかも尙このハンザ諸都市の受動的態度の存在は、ハンザ没落の原因の検討に關聯する。ハンザがその諸般の對策に、消極的な色彩を示し始めたのは、既述の如く一三七〇年代のハンザ發展の絶盛期に始まるが(12)、爾來その傾向は益々その度を深めるのみであつた。その極、遂には外地據點の喪失となり、又加盟諸都市相互の緊密を欠く結果となつた。商業革命の行はれて居る最中の十六世紀に於いて、ハンザが尙確固たる支配的地位を占めて居た外地據點(商館所在地)としては、西北部諸國を擧げ得るのみである。他のスカンジナビアに於ける、或はネエデルランド、英吉利、露西亞等に於ける權益は、既に喪失せるか、又はその意義を全く減じつゝあるかの状態であつた。又内部に於ける諸都市の離反は、この十六世紀に於いて特に明確な姿をとつて居る。三〇年代に於ける對和蘭紛争に際して、ハムブルクがリュベックの指導といふハンザの傳統より離脱して中立的態度を採り、更には競争者マアチャント・アドヴェンチュアスの進出を許容せる如き(13)、或はバルト海東部に於いて夙にリュベックと競合關係にあつたダンチヒの如き、孰れもその母胎ハンザよりの獨立をこの時期に明白に表明したのであつた。この他方、

これ等の内部的背反と英・蘭・南獨・中獨勢力の侵入とによつて、舊來の東西兩歐連絡商業路の意義喪失に直面したリュベックは、十六世紀初年謂ゆるステュブル強制政策を採用して(14)、以てその頽勢を防がんとして居る。このリュベックのステュブル強制は、ズンド封鎖の實を具ふるものとも云ふべく(16)、それだけリュベックがズンド支配に執着した證左と做し得るが、然しこの政策に對するハムブルクの抗議に見る如く、それは却つて内部的疏隔を強めるの結果となつたのであつた(16)。

斯くの如き状態を來したのも結局は、ハンザが十四世紀後半以來、その傳來的商業體制乃至外地に於ける既得權の擁護に汲々たるものがあつたからに外ならない。云ふ迄もなくシトラルズンドの媾和(従つて獨逸ハンザの最盛時)は、發見時代の開始よりも一世紀餘の前である。爾來ハンザはその外部世界の政治・經濟情勢の推移(例へば諸國民國家の創成)と繋りを持ちつゝ、これに對應してその内部の機構を變へて行つた。いまこの外部の變化と商業革命の發生とが離れ難く結び付くところからすれば、商業革命はハンザを没落せしめたとも云ひ得るであらう。然し私としては、商業革命が發生しなくても、ハンザは崩壊する状態に置かれて居たのだと考へたい。そしてそれを、前記の政策轉換に何よりも基因すると見る。そしてその状態の故に、彼等とても無關心たり得なかつた新大陸貿易への直接的参加が、積極化されずに終つたのであり、又間接的参加も永くハンザの強大に資するところなく終つたのだと思ふのである。換言すれば、商業革命が獨逸ハンザの没落を促進したことは確かであるが、然しこのことによつて兩者の間に直接的聯關を求めるよりは、産業革命の發生以前にハンザは没落への途を歩んで居たのであ

り、これがこの大史實の出現と共に促進されたのであつたと考へるのである。

扱て、外地據點の支配と、外地——本國都市間の聯絡とによつてハンザの盛大が齎らされたとすれば、積極的進出をなし得ず又外地權益擁護の力をも缺くに至つた以上、ハンザの没落は必然であり、又獨逸ハンザが同盟として存続するの實無きこと云ふ迄もない。しかも同盟としての意義を失へば失ふ程、同盟の必要が強調されたのが、この十六世紀に於けるハンザなのであつた。然しながらこの場合に於ける同盟の意義は、盛時ハンザに見出される如き、清新な躍動に満ちた活動體としてのそれでは無い。それは、謂はゞ形態的整備とも稱すべき意味の同盟再建の要求であつた。これを具體的に云へば、十六世紀中葉に於いて制定された全ハンザ四區分制の確立がある。即ちリュベック、ケルン、ダンチヒ、ブラウンシュヴァイクを夫々の首腦都市とする四區分制の形成である。又ハンザの常任代表者(Syndikus)の職が設けられて居る(17)。その他、同盟参加都市に對する義務規約(前記のKonföderationsnotul)の制定等があるが、斯くの如き制度的完成は、商業革命期のハンザにとつて何を意味するのであらうか。それは、ハンザの具有した積極的な面の喪失を蔽ふ爲め、或は補ふ爲めの行爲であつたとも考へられよう。即ち十六世紀に於いて、獨逸ハンザはその同盟結成の意義を轉換し、ハンザは單なる一箇の形骸としての同盟に化したと云ふことが出来るやうにも思ふ。一體或る組織から、積極的なもの乃至動的なもの(das Dynamische)が失はれ行くに従つて、これを形式的結合を以て補はんとする努力が強まつて行くのは事の常であらうが、それが商業革命期に際した獨逸ハンザに現はれて居ると見るのである。

然しながらこの他方に於いて、十六世紀中葉の制度的完成を以て、ハンザが直ちに一箇の政治團體(Corpus politicum)に轉換したと做すことは當を得て居ない。何となれば、一五九九年ブラウンシュヴァイク市とハインリッヒ・ユリウス侯との間に争ひが生じた時、同市はブレメン、マグデブルク、ヒルデスハイム諸市と對策を協議したが、その席上ブレメンの代表者の提唱するところは、諸侯の暴力的干渉に對して、ハンザ諸都市は傳來の特權・自由・正義を擁護する爲めに政治的結合をすることであつた。この提案は翌年の會議に於いて、從來の聯合規約に背くとの理由を以て葬り去られて了つて居るが(18)。然しこのブレメンの提案そのものが、この時尚ハンザが政治團體ならざりしことを立證して居るからである(19)。又前述の聯合規約に於ける宣言も、この證左の二とならう。それにも拘らず、その後も尙引き續いてハンザは、舊來の經濟的特權團體たるに止まつて居ることは出来なかつたやうである。それは後年、ハンザ都市と各國とが、相互に外交官を駐劄せしめて居ることから云ひ得られる(20)。この場合には、明かにハンザは一箇の政治團體に轉化して居るのである。この轉換は、時代の要求に適應したそれであつたと云はねばならないが、しかもその爲めの準備は、結局十六世紀中葉以降の制度的完成を以て開始されて居たのであつた。して見れば、ハンザの制度的改組乃至形態的整備は、決してハンザの凝滞の表示ではなくして、ハンザの生命を存續せしめる手段であつたと云はねばならない。換言すれば、ハンザの改組は必要な措置であり、しかもこれが近代國家の整備期に當つて行はれ出したことは、ハンザが世界の大局に順應したことを示すものに外ならぬのであつた。最早、協同體の世界は移り去りつゝあつたのである。

更にこの世紀から次の十七世紀初年にかけて、ハンザの商業——航海は、例令それが最後の光輝と形容されるものであつても、對西班牙との連繫に於いて最も繁榮したのであつた。この對西班牙經濟關係は、商業革命の先驅的勢力としての西班牙がその優勢を持続した間に限られたとは云ふものゝ、然しこの結び付きによつてハンザも亦他の國民と共に、謂ゆる發見時代に於ける利潤獲得を享受したのでつた。この利益均霑の爲めには、後述する如くハンザは舊來の取引方法を轉換させねばならなかつたのであるが、需要の變化に即應して舊態を固執しなかつたことから見れば、ハンザは謂ゆる弾力性を有したと云ひ得る。この點から逆に考へて、十六世紀ハンザの制度整備は、内容の空疏化を蔽ふ爲めの形態的完成ではなくして、時代の必要に適應した處置であつたと推定されるのである(21)。以上に於いて私は、商業革命時代に於ける獨逸ハンザに就いて考察すべき二三の點に觸れた。次ぎに獨逸ハンザと對蹠的に、背後に強大な國家權力を有した和蘭商業資本によつて、その結び付きは常に有利のみ展開したか否かに就いて考察しよう。

(1) 本誌第三十一卷第十二號、第三十二卷第六號、第十二號。史學第十七卷第二號。

(2) Friedel Vollbehn, Die Holländer und die deutschen Hanse. (Lübeck. 1930). S. 63.

(3) メンドに於ける勢力の比重は、ここを通過する船舶の隻數の如何よりも、船腹の對比(それも單なる積載容積の比較ではなく、實際に積載した商品量の比較である)によつて判斷されるのであるが、ここには參照の便宜から前者の比率を掲げる。(Deitich Schäfer, Die Sundzoll-Listen, HGBll. 1908. S. 8-9.)

獨逸船	一五五七—一六九九年	一五七四—一八〇〇年	一五八一—一九〇〇年	一五九一—一六〇〇年	一六〇一—一七〇〇年
	二五・六%	三六・五%	三〇・六%	二七・六%	三二・九%
和蘭船	六六・一	四八・五	五二・八	五八・二	六〇・三

但し獨逸船の中には、エムデンその他の非ハンザ船舶が含まれて居る。

(4) N. A. II. Anh. I. Nr. III7-III9. 一五八七年タンチヒ市民二名、ミッデルブルフの一商人及びホルムの一船長を共同船主とするウ・マッテン・ホント號は、リスボンよりリオ・デ・ジャネイロに向ひ、更にブラッセルよりハムブルクに歸帆の途上、英吉利船によつて拿捕された。

(5) Ernst Basch, Beiträge zur Geschichte der Handelsbeziehungen zwischen Hamburg und Amerika, Hamburgische Feischiff zur Erinnerung an die Entdeckung Amerikas, Bd. I. (Hamburg, 1892.) S. 9-13.

(6) 前記ハンシヤ教授が檢索されたところによれば、ハムブルク船がブラッセルから直接歸港した数は、次の如くである。  
一五〇九年 一五九一年 一五九四年 一五九五年 一五九八年 一六〇二年  
十一隻 二隻 一隻 一隻 一隻 一隻或は三隻

この場合、一五九〇年以前にもブラッセル—ハムブルク間の航海が行はれたらしいと推定され得る。何となれば、この航海が突如十一隻といふ數を以つて開始されたとは考へられないからである。(そして又、後述する如くハンシヤ教授は一五八七年に既にこの航海の存することを學識されて居る。)たと資料を缺くところから、これは推測する以上に出づることを得ない。尙現在知られて居る限りでは、一六〇三年にリュベックの船主もブラッセル航海を營んだことが明かになつて居る。

(7) Vgl. Paul Simson, Die Organisation der Hanse in ihrem letzten Jahrhundert, HGBl. 1907, H. 2. S. 423-38.

(8) この爲めに他の諸國と異り、植民地を領有し得なかつたことも考へられるが、然し當時の植民地所有とは、植民地貿易

易の獨占的遂行に外ならなかつたのであるから、海外に於いて領土を實際に所有しなくても、これへの貿易に参加(直接的にたり間接的にたり)し得ればよぶ譯けとなる。

(9) 例へば Franz Hummerich, Die erste deutsche Handelsfahrt nach Indien 1505-06. Ein Unternehmen der Wäseker, Fugger und anderer Augsburgs sowie Nürnberger Häuser. (München und Berlin, 1922.) S. 10-15.

(10) Vgl. Rudolf Häpke, Die Erforschung der hansischen Spanienfahrt, HGBl. 1924. S. 150.

(11) Simson, a. a. O. S. 405.

(12) 本誌第三十一卷第十二號、四九頁。

(13) Erwin Wisckemann, Hamburg und die Welthandelspolitik von den Anfängen bis zur Gegenwart. (Hamburg, 1929.) S. 76-77.

尙これはハンザ都市の離反と同一現象と爲すことは出来ないが、このハムブルクに於いて一五八〇年以來外來者商業禁止法は緩和されて、その商業政策の上には外來商人友好策が採られたに反し、海運業界に於いては、一五九一年以來外船排斥傾向が優勢となつて居る。勿論これは商人と船主との利害對立(これは商人が同時に船主でない場合である)といふよりは、外來商人の取引参加を許容するからには、少くとも運送利潤は自市民に保留せんとしたからであるが、私營でメンチャの船舶共有組合に就いて調べたことがある爲め、その對比上興味あることと思つて居る。

Vgl. Ernst Basch, Der Interessengegensatz zwischen Kaufmann und Reeder in älterer Zeit, namentlich in Hamburg, Schmollers Jahrbuch, Jg. 44 (1920), S. 515 ff. 拙稿、社會經濟史學第七卷第四一五號。

(14) Ernst Basch, Die Durchfuhr in Lübeck. Ein Beitrag zur Geschichte der lübschen Handelspolitik im 17. und 18. Jahrhundert, HGBl. 1907. S. 110.

(15) Gerd Holthn, Die Stapel- und Gastepolitik Rigas in der Ordenszeit (1201-1562). Ein Beitrag zur Wirtschaftsgeschichte Rigas in der Hansezeit, HGBL 1935, S. 179-80.

(16) この詳細の史實については、註十三のシムソン教授の論文参照。リヒテンの通過貿易禁止は一七二八年迄實施された。

(17) それまでハンザには斯かる職位なく、すべての事務は、個々の都市の市議員、書記及び下級吏員によつて處理されて居たのであるが、變がて都市に名譽職たる市長や市會議員の外に、法律に通曉した有給官吏 (Syndik) が設置されるに及び、ハンザにおいても、全體に亘る事務を掌る有給の常任官吏 (Syndikus) の存置の必要を認める事になったのである。(Simson, a. a. O. S. 381 ff.; Walther Vogel, Kurze Geschichte der Deutschen Hanse, München und Leipzig, 1915, S. 97.)

この代表委員として、一五五六年就任の時から九一年歿する迄活躍したケルンのハインリッヒ・ズウスマンと、一五三四年對一揆戦に於いてリヒテン市長として指揮者の地位にあつたユルゲン・ウルレンツェンとの業績の比較は、末期ハンザの動向を示す一指標となさうと考へられる。ズウスマンに就つたは、Leonhard Emenen, Der Hansische Syndikus Heinrich Sudermann aus Köln, HGBL 1876, S. 343. 及び前記シムソンの論文による訂正参照。

(18) Simson, a. a. O. S. 419-20.

(19) 私は瀋陽中の解釋を、リヒテン圖書館長、ホルン・フンク氏より直接得たことを附記する。氏はこれを一九三五年のハンザ史協會大會席上で報告されたのであつたが、その後同協會機關誌上に發表されて居る。Vgl. Georg Fink, Die rechtliche Stellung der Deutschen Hanse in der Zeit ihres Niedergangs, HGBL 1936, S. 132-3.

(20) Vgl. Georg Fink, Diplomatische Vertretungen der Hanse seit dem 17. Jahrhundert bis zur Auflösung der Hanseatischen

Gesandtschaft in Berlin 1930, HGBL 1931, S. 119 ff.; Ludwig Beutin, Zur Entstehung des deutschen Konsulatswesens im 16. und 17. Jahrhundert, V. S. W. G. Bd. 21. (1929), S. 438 ff.

(21) 獨逸ハンザが同盟であると云ひ慣はされて居る時、その同盟とは如何なる内容のものかに就いて、更にそれが一應規定されても、尙時に應じて變化したのであつたことに就いて、他日論ずる機会を持ちたいと思つて居る。

二

十六世紀の和蘭は、その前半カール五世の治下にあり(1)、次いでフィリップ二世をその王として戴いた。但しフィリップ二世の統治の下にあることはさして長くなく、六五年ネエデルランドの貴族等のヘエス黨の組織、民衆の偶像破壊運動の激化、七二年ウィルレム・ファン・オラダニエの第二次進軍、七九年ウトレヒト同盟結成等の事件を経て、遂にハブスブルグ—ブルグンド王朝の支配から離脱するに至つたのである(2)。

當初、當時の世界に於ける最大勢力とも云ふべき神聖羅馬帝國皇帝カール五世の治下に於いて、和蘭商業資本はその背後の力をかりて自由に驥足を伸ばし得たであらうか。これに對しては、カール五世がブルグンド及びネエデルランドの主君であると同時に、獨逸帝國皇帝でもあつたことが顧みられねばならない。即ち和蘭の君主でもあり、獨逸ハンザ母國の最高支配者でもあつた事情である。従つてカール五世は、前者の立場に於いては獨逸ハンザに不利なる政策をとること多く、後者としては恒に和蘭人の商業的利益を顧慮するとは限らなかつた。然し總じて云へば、王のハンザに對する立場は、ネエデルランドに對する關心よりも薄く、ネエデルランドの爲めにハンザの商業



を利用することに重點が置かれた。近代國家成立期に於いて、貨幣は *pernis reum* であつたとはよく云はれるところであるが、カナル五世とでもこの例外ではなく、しかもこの財政的源泉をネエデルランドに見出す以上、和蘭重視の立場が採られたのは當然であつた。然しながらこれさへも決して徹底して行はれたのではなかつた。何となれば、カナル五世亦多くの他の領邦君主と同じく、經濟的目的よりも領土的・政治的目標を第一に置いたからである。従つて商業乃至經濟への關心は、謂ゆる國民經濟的立場からのそれではなくして、先づ國庫的・私經濟的立場が優先したのであつた。しかもその領する地域の廣大にして且つその個々が利害を異にする以上、こゝに統一的經濟政策の遂行を期待することは不可能であつたと云はねばならない。

カナル五世にとつては、南獨の巨商フッガアの富も、當時の世界最大金融市場アンヴェルスの信用も、西班牙・奧大利(後には新大陸からの)銀も、洪牙利の銅もすべて必要であつた。又ネエデルランドの商業的股賑に寄與するハンザの商業も缺き得なかつた。然しこれ等をその手中に收めんが爲めに採られた對策は、すべて王の世界支配政策の爲めのものに外ならなかつたのである。従つて王の經濟的・財政的諸政策はその相互の間に矛盾するところ少くなく、この摩擦の存在からして徹底化を缺くこと多かつたのである。例へばアンヴェルスの世界的商品集散地・金融市場としての地位を維持するには、こゝに集る外國商人に有利な對策を講ずることが必要である。カナル五世が舊來の都市ツンフトの特權削減に努めたのは、一にはそれが中央權力の強大化の爲めにも必要とされたのであつたが、同時に外來商人誘致の手段でもあつた(3)。そしてこの限りに於いては、ブルッセル政府は獨逸ハンザ優遇

策を採らねばならなかつた。然し當のツンフト改革は終に徹底的に行ひ得なかつた。それは彼等の上納金の喪失することを惧れたからであり、この額は彼等に賦與された特權に應じて決定されるものであつたからである。又これと共に、ハンザ友好の態度が、和蘭商業資本に不滿の念を抱かしめたこと言を俟たない。

カナル五世の世界政治上に於いて重要課題とするところは、西歐・南歐では伊太利の支配と佛蘭西勢力の打倒とであり、獨逸・ネエデルランドに關する限りでは羅馬帝國皇帝として舊教の維持に置かれ、北歐に於いては丁抹の王位繼承問題への干涉、東歐では回教徒の征服であつたと云つてよいであらう。この世界權力政策遂行の爲めに頻發した數々の戦争に於いて、ネエデルランドは戰費乃至軍需品(武器・馬匹)の供給源泉として利用された。斯かる状態の下に於いては、ネエデルランドの對外貿易は屢々杜絶する憂目を見ざるを得なかつた。對丁抹關係からして和蘭のバルト海航行が妨害されることになつたのは、既に述べたところである。十六世紀前半ネエデルランド東北部國境地帯(ゲルデルン)に於ける戦争によつて、該地方は荒廢し商業は長らく杜絶した。又一五二一—四四年の間に四回行はれた對佛蘭西戦争によつて、佛蘭西との交易が閉鎖されたことは云ふ迄もない(4)。しかもその餘波はネエデルランド沿岸に於ける佛蘭西私拿捕船の活躍となり、これによつて和蘭船舶の西部航海も東部航海(特に諾威航海)も危険に曝されるに至つた(5)。又フランドル・ゼエランド・和蘭等の漁民の北海鯨の漁撈にも尠からぬ損害を與へた(6)。然しながら戦時に於ける武器・馬匹・食料の輸出禁止も、平時に於ける佛蘭西産葡萄酒(7)乃至海鹽の輸入制限も、全くこれを行ふことは難かつた。蓋しアンヴェルスの繁榮の爲めには通過貿易の完

封はこれを望み難く、又軍事的理由の禁止、國庫的理由の制限も、密輸によつて或は中立國商人・船舶によつて、容易に破られたからである(8)。これに反してハンザは、この戦時に於いて中立的立場にあつた故に、少くとも西部航海(殊に佛蘭西西岸の海鹽運送)に關しては有利に行動することが出来た。しかもこれに對してネエデルランド政府の西部航海禁止令も、何等實效を收めるには至らなかつた。何となれば、後述する如くネエデルランドに於いて、ハンザ船舶の舶載する東歐商品はこれを缺くことを得なかつたからである。

要するにカール五世は、和蘭の致富を望まなかつたのでは決してなかつたのである。然しその佛蘭西や伊太利に於ける歐洲支配政策の爲めに、丁抹に於ける政治的干渉の故に、更にはネエデルランド(和蘭以外の)に於ける外來商人の誘致策としてのハンザ友好策を講じたことからして、結局和蘭商業——海運業の促進と矛盾する結果を招いたのであつた。従つてこの意味に於いて和蘭のバルト海航行に對しては、これに徹底的支援を與へることが出来なかつたのである。然しながら十六世紀前半に於けるバルト海支配に關する和蘭の苦惱も、ゲルデルン地方の戦塵收つてこれがネエデルランドに併合された年(一五四四年)には、遂に一掃することが出来た。既述の如く、シバイヤアの條約は、和蘭商業資本のバルト海進出に對して、爾後評價し得べからざる程の權益を與へたのである。加ふるにこの頃、ハンザ内部の分裂が再び明白にされる機會が生じた。それはカール五世の新教抑壓策に端を發するシュマルカンデン戦争(一五四六—一四七七年)に於いて、ハムブルク及びブレメメンは新教側に加擔したに對し、リュベック及びケルンは中立的態度を表明してこれに参加しなかつたことである(9)。この内部的疏隔は、和蘭商業資本の

バルト海進出に際して、乗すべき間隙の所在を示すものであつた。

斯くの如く和蘭にとつて、カール五世治下の末年には、漸く有利な情勢に恵まれるやうになつて來たのである。然し尙王室の利害と、和蘭經濟の利害との摩擦は、以上を以て一掃された譯けではなかつた。カール五世はアウグスブルクの宗教和議(一五五二年)を以て、多年の新教抑壓の企ての失敗が明かになつた後、隱棲を決意し、一五五六年その領する西班牙(ネエデルランドを含む)を皇子フィリップ二世に與へ、獨逸の地はこれを皇弟フェルディナンド一世に讓つた。ところで、この新王の下に於いて、ネエデルランド、従つて又和蘭は如何なる状態に置かれたか。それには、フィリップ二世即位後十年ならずして、獨立戦争を導き出す最初の烽火が上つたことを指摘すれば十分であらう。この和蘭獨立戦争發生の經濟的根據に於いては、既に大塚久雄教授がその才筆を以て整然と論述されて居るから(10)、本稿に於いてこれを探り上げる要を見ないが、以下には對ハンザの關係に於いて、獨立戦争の先驅的事件たる偶像破壊運動に一瞥を與へよう。

前記の如くハプスブルグ——ブルグント王朝の世界政策下に於いて、ネエデルランド諸州の謂ゆる政治的狀態は極めて困難なものがあつた。一般の租税(消費税・公課金・十分一税)の負擔は重く、更に財政支出の不足を補ふ爲めに新種税が課されて行つた(11)。この事態はフィリップ二世治下にあつても何等變るところはなかつたのである。殊に先王の志を繼いで行つた對佛戦争は、ネエデルランド諸港の封鎖(一五五八年)を生み、こゝに對外貿易は甚だ阻害された。その中でも穀物輸入は、英吉利・丁抹・ケルン等との對立關係によつて、特に困難となつたのである。

即ちエリザベス女王政府によつて關稅は引上げられ、又ネエデルランドの船舶が英吉利商品を積出すことを禁止せられた。又東歐に於いては、露西亞勢力の侵入によつてリプランドに於ける獨逸騎士團は崩壊し(一五五七年)、モスコオ帝國と波蘭との間には紛争が捲き起され、これと相前後して瑞典はレヴァルとエストランドを占領し、丁抹はエエゼルとクッアランドを征服した。そしてこゝに一方に於いては瑞典とモスコオ帝國との連繫、他方に於いては丁抹・波蘭・リュベックの聯合によつて紛争は一層擴大され、謂ゆる北方七年戦争(一五六三—一七〇年)となつたのである(12)。この時丁抹側は、最初戦費調達の一助としてズンド通行税を引上げ(13)、次いで和蘭船舶がその積載せる鹽を瑞典に供給したとの理由を以て、その拿捕及びズンド封鎖の舉に出でた(14)。この七年戦争に於いては、ネエデルランドは中立的立場にあつたのであるが、然し右の對東北歐交易の障害に基き、穀物輸入は著しく阻まれたのであつた。

この結果は穀價の高騰であり、又労働者の賃銀増額の要求、更に失業者の増加であつた(15)。いま、この頃ウトレヒトに於ける小麦價格(毎シュェッフル)を表示すれば次の如くである(16)。

(單位ストイフェル)

一五六二年	一五六三年	一五六五年	一五六六年
四月	六月	八月	十月
53	67	64	105 $\frac{1}{2}$
			113
			61 $\frac{3}{4}$
			58 $\frac{3}{4}$
			99
			114
			125
			110
			120

右のうち一五六三年末以降に於ける急激なる下落は、ハムブルクやブレエメンからアムステルダムに輸出される

穀物の激増に基くものである。而して穀物騰貴の根源たるズンド封鎖を打開することは、失業者・貧民の増加の他方に於いて、十六世紀中葉頃よりネエデルランドの織物労働者・船員等の間に多くの歸依者を見出したカルヴィニズムが、彼等の間にも傳播して舊教政府に対する憎惡の擴大することを阻止する上からも、必要とされたのであつた。然し財政難の裡にあつたフィリップ二世には、この意圖を強行する手段が缺けて居たのである。即ち宗教的抑壓は可能であつたが、ズンド再開を丁抹に迫ることは出来なかつた。ズンドは一五六五年六月封鎖を解かれたが、然しそれは穀物輸出禁止による波蘭農業の不利を顧慮して、波蘭國王が丁抹に交渉した結果であつて、フィリップ二世の権力によるものではなかつたのである(17)。しかもズンド航行が自由となり、東歐からの穀物が西歐に支障なく運ばれるに至つても、尙右表に見る如く穀價の漸増傾向は阻止されなかつた。この所以は、右の穀物のアムステルダム卸の強制とその再輸出の禁止策が講ぜられ、この束縛を厭つてハンザ船舶は、アムステルダムには入港せずしてエムデンに穀物を運んだことに求められよう。斯くて中央政府の對策も、又個々の都市當局の市民困窮打開策も、孰れも効果なき裡に、穀價は益々騰貴を續け、この間一般の不満は増大して、遂に一五六六年夏、偶像破壊運動が始まつた。そしてそれは他の幾多の要因の共働の下に、總がて獨立戦争にまで進展したのであつた。

獨立戦争の経緯は、こゝに述ぶる要はない。本節に關する限りに於いては、和蘭が西班牙の軛下を脱するに及んで、初めてその商業的進出を全うし得たことを云へば足る。それは和蘭聯邦が積極的にその自國商業資本の利益追及促進に努めたからであり、更に究めて云へば、和蘭七州が聯邦として獨立した際、政治的權力を握り獨立の利益

を壟斷したものは、少數の前期的大商業ブルジョア、就中ホラント州・アムステルダムの商業ブルジョア・クリイクであつたからである(18)。そしてこゝに和蘭は、この結び付きによつて、北歐に於いて搖ぎなき指導海上權力となることが出来たのであつた。然しながらこの場合でも、既述の如く獨逸ハンザは、この和蘭の躍進の他方に於いて、直ちに没落して了つたのではない。猶この和蘭の發展に對抗し、場合によつてはこれを壓する力を具えて居たのである。

(1) 一五一九年獨逸皇帝マクシミリアン一世の崩御後、その孫に當る西班牙國王カルロス一世は、アウグスブルクの巨商フッガーの力を以て、競争者佛蘭西國王フランソア一世に對して勝利を得、ここにカール五世としてハブスブルク家を相續することになつた。カールは既に西班牙國王として西班牙、ナポリ、シチリア、ネエデルランド、ブルグンド、新大陸等を領有したが、ここに獨逸・埃太利に於ける領土を併せ得たのであつた。

(2) 従つて和蘭に於いてブルグンド時代とは、一四二八—一五七二年を指す。

(3) Karl von Hees, *Niederländische Handels- und Finanzpolitik unter Karl V.*, *Economisch-Historisch Jahrbuch*. Deel 18. (1934). blz. 158.

(4) ネエデルランドと佛蘭西との交易障害の多かつたことに應じて、アンヴェルスには佛蘭西商人の Nation は形成されなかつた。(Hees, t. a. p. blz. 226.) 従つてこの地は國際市場でもつても、佛蘭西にとつては必らずしもさうでなかつたと云はねばならない。ここに佛蘭西國王がその領内リオンに取引所を設立するに至つた一契機があり、この他方、これの抑壓手段としてカール五世はジェノアに手形メッセを開催するに至つた。(Richard Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger*. G. Idkapital und Kreditverkehr im 16. Jahrhundert. Bd. 2. S. 74.) 然しながら、リオン手形取扱の禁止、佛蘭西國王に對

する金融業務の禁止令も遵奉されず、アンヴェルス—リオン間には爲替取引が行はれて居た。

(5) Hees, t. a. p. blz. 224.

對英航海も亦フランソア一世の拿捕令によつて脅かされたことに就いては、N. A. I. Nr. 493. 參照。

(6) Hees, t. a. p. blz. 174; Vgl. N. A. I. Nr. 628.

(7) カール五世が獨逸皇帝にして西班牙國王であつたことから、獨逸・西班牙の葡萄酒取引の増加に直接利害を有したことが明かである。従つて佛蘭西葡萄酒取引が戦争によつて阻害される毎に、特にライン葡萄酒の輸入が勸奨された。然しながら佛蘭西産の葡萄酒は、ネエデルランドに於いて一般に愛好されるどころであり、又これに比して獨逸・西班牙から輸入されるものは高價であつたので、ここに密輸が盛になるに至つた。(Hees, t. a. p. blz. 191-2, 224-5.)

(8) 食料輸出禁止令が實行されなかつた一例として、一五三二年ミッデルブルフ市當局は皇帝に、フェンの商人が官吏と結托して、バルト海地方より船載された穀物を外國に賣却して居ることを訴へて居る。(N. A. I. Nr. 36.)

(9) Wissemann, a. a. O. S. 52.

當初ハムブルクに於いて、市會乃至指導的商業階級はルッティア派の信仰を拒んだのであるが、隣接せるネエデルランド(特にアムステルダム及びゲルデルン地方)からの影響により、中産市民層の間に歸依者を多く輩出し、遂に一五二七年市會は新教の採用を承認するに至つた。(H. Reincke, *Hamburg, ein Abriss der Stadtgeschichte von den Anfängen bis zur Gegenwart*. 2. Aufl. Bremen. 1926. S. 39-45.)  
 (10) 大塚久雄、*歐洲經濟史序説*、五六—九頁參照。

(11) その詳細に就いては H. Terdenge, *Zur Geschichte der holländische Steuern im 15. und 16. Jahrhundert*, V. S. W.

G., Bd. 18. (1924), S. 95-167. 参照。

(21) Johannes Paul, Lübeck und die Wisa im 16. Jahrhundert. Beiträge zur Geschichte des Unterganges hansischer Herrschaft in Schweden. (Lübeck. 1920), S. 39.

(22) N. A. II. Nr. 136.

(23) ネエデルランドに於いては、メンド封鎖はリュベックの指金に出たものとの見解をとつて居た。

N. A. II. Nr. 339, 341, 343.

(15) 失業者の増大は、對英貿易杜絶によつて都市毛織物工業に多く發生したのであるが、ブリュンナー氏に據れば E. C. G. Brüner, Die dänische Verkehrsport und der Bidersturm in den Niederlanden im Jahre 1566, HGBll. 1928, S. 104.) の如き貴族の代表者乃至工業諸都市であつて、彼等はこれを以て有利なりとした。これに對して、アンヴェルス、ドルト、レヒト、アムステルダムの如き商業都市に於いては、甚だ損失を蒙り、對英貿易によつて繁榮し始めたエムデンを羨望の眼を以て眺めたのであつた。

(16) Brüner, a. a. O. より集計。

(17) Brüner, a. a. O. S. 106.

(18) 大塚久雄、株式會社發生史論、四三五一六頁。

## 三

前節に見たやうに、ネエデルランドに於いては、諸工業の發展、國內人口の増加と共に、大約十五世紀末以來穀

物の不足はその度を強めて行つた。又この地に來集する外國商人や旅行者、軍隊等の給養も、食料不足のネエデルランドに課された問題であり、しかもこの状態を買占・投機の機會として利用する商人も尠くなかつたので、不足は一層痛感されたのであつた。強い麥酒の醸造禁止、最高價格の制定、再販賣の目的を以てする購入禁止等の諸種の取締りも、容易に實效を擧げるには至らなかつたのである(1)。従つてこゝに全ネエデルランドにとつて、穀物輸入に従事する和蘭海運業の意義は一層増大した譯けであり、他方、これ等の穀物原産地たるバルト海東部乃至エルベ河流域に、多年傳來的地盤を有した獨逸ハンザの商業——航海も亦、益々缺くべからざるものとなつた。しかも商業革命期のハンザには、このネエデルランド以外に新たな穀物需要地が與へられて居る。それは十六世紀中葉以降、イベリア半島が穀物輸入地に轉化したことであり、又それを越えて遙か地中海地域(伊太利)も、この世紀の九〇年代には、穀物の販路として附加されたことである(2)。

斯くの如き穀物需要の増大は、當然その原産地に於ける農業状態に變化を及ぼさずには置かない。既に發見航海の尙成就されなかつた時(一四八一—二二年)、フランドルに於ける穀價高騰に促されて、ホルンタイン地方の貴族や商人は穀物商人となり、この高價格による利潤獲得の爲めに穀物をフランドルに積出したといふ記事が、リュベック市會記録の中にあるが(3)、斯かる現象は十六世紀に發生した經濟事情の變化によつて、ひとりシュレスウィヒ・ホルンタインのみならず(4)これに隣れるメクレンブルクにも(5)、更に東プロイセン(6)、リフランド(7)等々にも現はれたのであつた。換言すれば、一方に於いては西・南歐に於ける穀物需要の増加、他方に於いては謂

ゆる價格革命(穀價は二倍乃至三倍になつたと傳へられる(8))によつて、農産物の市場生産への轉化傾向が促進されたのである。そしてこれと相應じてそれ等の地に於ける土地所有關係の變化(例へばグウツヘルシャフトの完成)、農民身分の低下(例へば體僕制の形成)等を生んだのであつた(9)。

次に、商業革命に於ける外洋航海の擴大と共に、造船資材の需要は増加するが、西班牙も葡萄牙も、孰れも自國の森林はその必要を満すに足りなかつた。(例へば西班牙に於けるメスタの牧羊と森林伐採)。又ネエデルランドも森林には富むが、然しそれは築堤に多く使用されて、造船用材は他からの輸入に俟つこと多かつた(10)。この木材産地は、バルト海奥地、諾威東南部(11)、ユットランド半島(シユレスウィツヒ・ホルンタイン(12))を主とする。その外タール、瀝青、大麻、亞麻等の資材も、バルト海東部より産する。この他方に於いて、西班牙や佛蘭西の産する葡萄酒、佛蘭西海岸や葡萄牙に於ける鹽(13)、ネエデルランドの毛織物と共に(14)、東北歐に於いて渴仰される西歐主要商品であつた。その外には西班牙の羊毛、リスボンに集る東印度産物等が、ネエデルランドに積み送られた。

扱て、以上の主要商品を顧みれば、その若干を除いて大多數が謂ゆる高荷である。即ち十六世紀の東西商業路に於いては、これ等高荷取引が重要な部分を占めるに至つたのであつた。この運搬には海路連絡が適當する。ところで、商業革命に於ける最初のエムボリウムがアンヴェルスであつたといふことは、この東西兩歐連絡に於いてもこの地が中心市場であつたと云ふを意味する。然らば、從來主としてステエブル商品(高荷ならざる)の運送に於いて

覇を唱えて居たりュベックは、右の取引對象の變化、從つて又商業路の推移(ユットランド半島横斷陸路とズンド海峽通過海路との對比)によつて、その東西商業連絡上の優越を失つたであらうか。

從來の見解は、十六世紀の初年和蘭商人はその急速に増大せるズンド直通航海を以て、仲繼地リュベックの意義を喪失せしめ、これに基き遂にハンザは東西連絡商業から閉め出されるに至つたと云ふ。當時和蘭のズンド直通航海がハンザを凌いで居たことは、前掲のズンド通航船舶數の比較から見ても明かである。然るに近時ミックヴィッツ氏は、この和蘭船舶はハンザ取扱の貨物を積載したのであつて、本來の商業は依然ハンザ商人の營むところであつた。從つてリュベックは、尙東西商品取引の規制者としての舊來の優越的地位を保持したと論斷されて居る(15)。これは注目すべき反駁であるが、然しその後で同氏自身が、レヴァルに於ける主要輸出入品に關説して、鹽の輸入は和蘭船がその大部分を行ひ、この後にハムブルク船及びリュベック船が続く。そして佛蘭西産の鹽を船載せる和蘭船隊は、これを和蘭船主の計算で裸麥と交易したと云はれて居るのは(16)、上記の論斷と矛盾する。即ちこの後者によれば、和蘭人はひとり海運業のみならず、商業にも益々進出して行つたのであり、リュベックは次第に東西兩歐間の商品交易の規制者としての地位を喪失しつゝあつたことになるからである。して見れば、ミックヴィッツ氏の反駁は結局妥當を缺くと云はざるを得ない。但しこれを同氏が主として研究されたレヴァル—リュベックの交易に關して云ふとの條件を附するならば、多年リュベックが育成した地盤を顧みて、リュベックは尙仲繼市場としての地位を維持したと云へよう。然しリュベック—レヴァルの商業—航海は、ハンザの全體制から見れば一局

部に過ぎぬものであつて、ここに於ける事態を以て全體を類推することは正しくない。従つて全體の趨勢に就いては、従来の定説を採るを至當とする。

しかも右の對レヴァル關係に限定しても尙、リュベックの衰退は蔽ひ難いものがあつた。それはリフランドやエストランドの諸都市の自主化傾向を見ても、又現にミックヴィッツ氏自身が擧げた前掲の鹽輸入の順位を見ても、明白である。即ち和蘭の對抗者としてはハンザ諸都市の中で、リュベックはハムブルクの下位に置かれるに至つたのである。これは、前述の嵩荷取引への轉換によつて齎らされたハンザ内部の勢力分布状態を反映するものであつたと云つてよい。即ち今やハンザの中心勢力は、この嵩荷の輸出に便宜な、そして豊沃な背後地乃至有望な販賣市場を擁する河口都市（西部に於いてはエルベ河口のハムブルク、東部に於いてはワイクセル河口のダンチヒ）に移つたのであつた。リュベックも亦河口に位置すると云つても(17)、トラアフェ河は新時代の意義に於いてエルベ乃至ワイクセルに比肩すべくもない。更に十六世紀に於けるハムブルクとダンチヒとを見るならば、後者が波蘭・瑞典・プロイセン等の政治的紛争中に捲き込まれて、その商權を漸次和蘭乃至英吉利の船主に奪はれて行つたに對し(18)、ハムブルクは隣接せる和蘭との經濟的相互依存關係やエルベ航行政策を巧みに處理し得(19)、又オオデル封鎖(一五七二年)によつてステチンの穀物取引をその掌中に收め(20)、更に和蘭獨立戦争の紛亂を避けたネエデルランド大商人或は西班牙・葡萄牙の猶太人を收容する等を以て(21)、この世紀に大なる發展を遂げたのであつた。但しこのハムブルクの擡頭、それに應じてリュベックの衰退といふ結果も、リュベックが嵩荷取引への轉化に何

等對策を講ぜず、舊商業體制を墨守したが爲めに生じたのではない。リュベック亦自らこの轉換に努めたのであつて、その故にこそこの世紀の後半から約一世紀にかけて同市の西班牙・葡萄牙航行は、繁榮を示し得たのであつた(22)。然しながら、農民生産者との直接的聯繫と廉價な運賃とを武器として(23)バルト海への伸縮取引に進出した和蘭船主——商人が、遂に優越的地位を占むるに至つたことは、この商業がハンザ固有の領野であつただけに、リュベックにとつて致命的打撃であつた。それは商業革命期の經濟發展に伴ふ取扱商品量の増大、乃至は對西・南歐との嵩荷取引の繁榮を以て癒し得るものではなかつたと云はねばならない。

扱て和蘭商業資本と獨逸ハンザとの角逐は、ズンドを繞る商業戦が一應結末を見た後にも、スカンデナヴィア、バルト海東部、西・南歐、そして中獨との大體四地域に於いて展開されて行つたのである。その個々の競争の經過を述べることは省略するが(24)、大略の結果を云へば、十六世紀を終る頃獨逸ハンザが尙和蘭勢力に對して優越を誇り得る地點は、ベルゲン、アアボ、西班牙等を數ふるに過ぎなかつた。しかも次の十七世紀は、周知の如くアムステルダムを中樞とする和蘭の黄金時代であつて、遂に三十年戦役後獨逸ハンザは對外貿易のみならず、その背後地に於ける商業さへも、和蘭の手に委ねざるを得ない窮狀に追ひつめられたのである。

然しながら、和蘭商業資本と獨逸ハンザがその商權を繞つて齟齬を削つて居る場合、兩者の關係は常に對立的のそれに終始したとは云へない。時に兩者が協力を辭さなかつたこともあつた。例へば既に一言しやうに、ハムブルクが和蘭商品（歐洲産及び海外植民地産物）の販路として必要であり、逆にアムステルダムが獨逸乃至北歐の商品市

場として缺くことを得ず、ここに兩市の間に經濟的依存關係が維持されたといふことも、廣い意味での協力と考へられよう。然しさういつた大局的觀察の下に於けるものでなく、より直接的な兩者の聯繫も亦、時に應じて見出されるのである。その若干を挙げれば、先づ新大陸貿易への共同参加がある。既述のウィッテン・ホンド號事件の如きこれである(26)。又斯かる個人的協力の域を脱したものととしては、リスボンの HI. Kreuz-und St. Andreas-Bruderschaft や(26)、セヴィリアの St. Andreas-Bruderschaft が(27)、ハンザ及び和蘭商人の共同に組織するところであつたこと、或はリスボンに於けるハンザ領事の没後、ハンザ居留地の年寄が後任者として選出したものは和蘭人であつたといふこと(一五七一年)や(28)、パレルモにはハンザ及び和蘭商人の利益代表者として共同の總領事が駐割したこと(一六一七年)等が(29)、資料の中から拾ひ出されるのである。これ等は孰れも、非ハンザとの組合禁止といふハンザの政策に背馳する例證である。然しこの末期ハンザの現象も、既にハンザ商館がアンヴェルスに建設(一五六三年)されたといふこと自體が、マアチャント・アドヴェンチュアラスの進出に備える蘭・獨共同作戰に基いたものと見られる以上(30)、商利獲得の前には當然行はるべきことであつたと做されよう。それだけにこの兩者の結合は永續化することなく、現に葡萄牙に於ける兩者の勢力關係を反映する領事選出の如きに於いても、一五七九年にはハンザ商人が再び選出されて居るのであつた(31)。

(1) Hees, t. a. p. blz. 174-7.

(2) ハンザ乃至和蘭の地中海進出は、イベリア半島航行の延長と見られる。一五八七年以降の伊太利諸地に於ける農産物

不作、その價格高騰が、彼等をこの遠隔地に吸引した原因であつた。(Ludwig Beutin, Der deutsche Seehandel im Mittelmeergebiet bis zu den Napoleonischen Kriegen. Neumünster. i. H. 1933. S. 6-36, Hermann Wätjen, Die Niederländer im Mittelmeergebiet zur Zeit ihrer höchsten Machtstellung. Berlin, 1909. S. 114-117.)

(3) この時マクシミリアンとルイ十一世との間にカール・チャ・キェウネの後嗣に關して戦ひあり、ネデルランドではその西部の隣接地から穀物を輸入することが出来なかつたことが、穀價高騰の一因であつた。次に市會記録の一部を掲げる(傍線、高村)。“In dessen sulven tyden was grote dure tijd des konnes in Vlianderen, also dat eyne last weyten der beyon hundred marck ghatt, daromme worden de hoveijnde in dessen landen unde de gyrighen kopiude kornekopers unde senden dat korne myt der vaert in Vlianderen und brochten hyr den schepel rogghen up 7 6 unde mer.” (Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert. (Bd. 31. Tl. 1.) »Lübeck« Bd. 5. Tl. 1. S. 257-8.)

尚ホルштаインの穀物輸出はこの時に開始されたのでない。それは一三二七年に穀物輸出が禁止されて居ることからして明かである。記録によれば當時リュネック市民ヘルマン・キルネツェヒとオットオは、チムメンドルフ村を騎士デトレフ・バルケンチン・イルステテより買収し、ホルштаインとリュネックとの間に戦争が起つてホルштаインが穀物輸出を禁止した場合に於いても、彼等はこのチムメンドルフより自由に穀物を搬出し得る權利を保留したのであつた。(L. U. B. Abt. I. II. Urkundenbuch der Bishums Lübeck. Tl. I. Nr. CDLVII-III.) この資料は、他の資料(例へば L. U. B. Abt. I. Urkundenbuch der Stadt Lübeck. Tl. 2. 1. Hälfte. Nr. CXI)と共に、リュネック市民乃至都市貴族が、農村の土地所有に注意を向けて居たことを示す上に於いて、興味あるものであるが、いまここに云ふ問題に關して見るならば、彼等は農産物をその營む商業の對象として獲得した譯けである。そしてこの十四世紀のシュレスウィヒ・ホルштаインに於いて取引に附される農産物は、主として獨立農民が、グレンド・ヘル又は裁判領主に對する貢納として、或は現物地代として、



提供したもので成つて居たのであつて、この頃には謂ゆるグワッヘル的生産は僅かに存するに過ぎなかつた。

然るに十六世紀以降に於いては、聖俗のグランドヘルの中には、利潤獲得を目指して自ら穀物賣買に従事するものを生ずる。この爲めに彼等は、その支配力を利用して所有地を擴大し、その耕作には裁判領主として享受する賦役を以てする。この他方、自由農民の多くはその土地を喪失し、謂ゆる體僕となつたのである。シュレンスウィッピ、ホルンタインに於いて體僕が法制化されたのは一六一四年であるが (Christian Reuter, Ostseehandel und Landwirtschaft im 16. und 17. Jahrhundert. Meereskunde. Ht. 61. 1912. S. 27-8.) その實は既に十六世紀に、この地方の大地主貴族によつて形成されて居たのであつた。但しこの體僕的關係の存在は、ホルンタインの東部及びシュレンスウィッピの東南部に限る。西部のマルシェ地方は大部分自由農民を以て占められ、中部のゲメスト地方は謂はゞ中間型とも云ふべく、自由農民も大地主制も並存したが、然しグランドヘルシヤンナとグリップピルシヤンナとは一致せず、従つてそのグランドヘルに對する貢納は比較的負擔の輕いことを普通とした。このシュレンスウィッピ・ホルンタインが農制上、各特色ある三地帯に分たれて居たことに就いては Rachfahl, Schleswig-Holstein in der deutschen Agrargeschichte, JB. für Nationalök. u. Stat. III. F. Bd. 38. (1909) S. 448-69, insb. 456. 參照。尙の體僕制の成立の原因としては、中世的兵制の變化も考慮する要があらう。又地方によつては、戦争による人口の減少、土地の荒廢等とも關係があらう。

(4) Rachfahl, z. a. O., Fritz Röhrig, Agrargeschichte und Agrarverfassung Schleswig-Holsteins, vornehmlich Ostholsteins, Zt. d. Ver f. Lübeck. Gesch. u. Altertumskunde. Bd. 14. Ht. 1. (1919) S. 144 ff.

(5) Heinz Maybaum, Die Entstehung der Gutsherrschaft in nordwestlichen Mecklenburg. (Stuttgart. 1926.) S. 145 ff.

(6) Gustav Aubin, Zur Geschichte des gutsherrlich-bäuerlichen Verhältnisses in Ostpreussen von der Gründung des Ordensstaates bis zur Steinschen Reform. (Leipzig. 1911.) S. 117 ff, 129 ff.

尙西プロシヤの穀物經濟の發展は、(1)相繼して居る。(Vgl. Walther Maas, Zur Entwicklung der polnischen Agrarstruktur vom XV. bis XVIII. Jahrhundert, V. S. W. G. Bd. 20. S. 490 ff.)

(7) Z. B.: Gunnar Mickwitz, Aus Revaler Handelsbüchern. Zur Technik des Ostseehandels in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts. (Helsingfors. 1938.) S. 29 ff.; Hollih, z. a. O. S. 154-64.

(8) 穀價の騰貴率が地方によつて夫々異なることは勿論である。(Georg Wiebe, Zur Geschichte der Preisrevolution des XVI. und XVII. Jahrhunderts. Leipzig. 1895. S. 111-4.) トンバム氏が掲げて居るところでは、メンンブルクに於いて裸麥一シェンネルの價格は、一五四八年に五乃至五・五リヤンク・ミンクであるが、一五九二年には十二ミンクとなり、その後二十年間許りこれを維持して居る。(Vgl. Maybaum, z. a. O. Anlage II.)

(9) バルト海地域の農制の變化は、ひとり西・南歐に於ける農産物需要増大によつてのみ惹き起されたのではない。これを促したものは、この地域内に於ける都市(例へばリュベックやダメンチヒ)人口の給養の必要も存する。

(10) Hies, t. a. p. b/z. 174.

(11) 本誌第三十二卷第十二號、五二頁。

(12) Walther Vogel, Bespr. Alexander Bugge, Den Norske Traaashandels Historie, HGöhl. 1928. S. 192.

(13) ロッセル河口南部のハイ・ド・ブルグマンの外に、十六世紀にはブルマヂェが西佛蘭西の主要輸出港となり、更に同世紀後半からは、葡萄牙のセトマルが鹽の積出港として主要になる。十六世紀中葉以降のハンザ船舶のリスボン航海増大には、このセトマルの鹽を歸荷として積載することが、可成り影響して居るのである。(Vgl. Arthur Agats, Der hansische Baienhandel. Heidelberg. 1904. S. 22-3.; Walther Vogel, Beiträge zur Statistik der deutschen Seeschifffahrt im 17. und 18. Jahrhundert, HGöhl. 1928. S. 132.) 尙、この西南歐の鹽の一部は、ネエデルランドで消費されるが、その大部分はこ

を通過して東北歐に運ばれたのであった。

- (14) 最近レンケン氏が十四、五世紀に於ける獨逸騎士團の對フランドル貿易の研究の中で、バルト海東部に輸入されたフランドル産毛織物に就いて得られた結論には、興味深いものがある。曰く、通例最も多く購入された毛織物は、廉價な種類及び中程度のものであった。従來中世に於ける毛織物取引は、主として奢侈品乃至上層階級の消費の爲めの高級品を取扱つたと云はれて居るが、然し必ずしもさうでなく、廉價な大衆向きのものが主要部分を占めて居ると。(Fritz Renken, Der Handel der Königsberger Grossschäfferei des Deutschen Ordens mit Flandern um 1400. Weimar. 1937. S. 131-2.) 即ちこれは、ペロウ、シムズ、バルト、コッペン諸氏の見解を否定するものであり、又コッペン氏がリュヘック——瑞典の商業の研究に於いて、中位以下の品質の毛織物が最も賣捌かれたと云つて居るのと類似する。(Wilhelm Koppe, Lübeck-Stockholmer Handelsgeschichte im 14. Jahrhundert. Neumünster i. H. 1933. S. 55) のみならずミンクヴァット氏も、十六世紀前半に於けるリッランド及びエストランドの研究に於いて、廉價な毛織物の市場は、高價な英吉利産毛織物のそれよりも大であり、高價な織物は少量輸入されたに過ぎなかつたことを立證して居る。(Mickwitz, a. a. O. S. 58.)
- (15) Mickwitz, a. a. O. S. 40-1.
- (16) Ebenda, S. 49, 67-8.
- (17) リッランドの背後地に就つた Johannes Hansson, Beiträge zur Geschichte des Getreidehandels und der Getreidepolitik Lübecks. (Lübeck. 1912). S. 2-3. 參照。
- (18) Erich Keyser, Die Stadt Danzig. (Stuttgart und Berlin. 1925). S. 27.
- (19) 十六世紀のハンブルクとヘルン背後地との關係、ヘルン航行と中獨商業との關係に就つた Alfred Wieske, Der Elbhandel und die Elbhandelspolitik bis zum Beginn des 19. Jahrhunderts. (Halberstadt. 1927). S. 28-30, 39-47, 52-7.

(20) Wieskemann, a. a. O. S. 68.

(21) これ等の猶太人はハンブルク、フランクフルト・アム・マイン、ライプツヒヒ等に定住した。ハッシュ教授によれば、リュヘックが萬止むを得ざる場合の外、猶太人定住を拒否し續けたのは、ハンザの舊來の外來者排斥政策の固執の現はれであり、これに反して彼等を收容したハンブルクは、同市がハンザの排他的精神から脱却して居たことを示すものであると云ふ。(Ernst Basch, Die Juden und der Handel in Lübeck, V. S. W. G. Bd. 16. (1922). S. 398.)

(22) Vogel, Beiträge. S. 135.

(23) 例へばリッランドに於いて、諸都市民——商人は信用授與(謂ゆる青田賣買)によつて農民を従屬せしめ、以てその農産物の排他的確保を計つた。これに對立して大地主貴族は過剩農産物を以て自ら商業を営まんとし、ここに前者との間に争ひが繰り返されたのであつたが、この間隙に乗じて農産物輸出を支配するに至つたのが和蘭商業資本でもつた。(Vgl. Holhn, a. a. O. S. 152 ff.)

この關係には、リュヘック商人がヘルゲン商館に於いて獨占權を把握するに至つた過程と相通するものがある。(本誌第三十二卷第十二號、史學第十七卷二號所載の拙稿參照。)

(24) 丁抹王クリスチャン四世のハンザ排斥策に就いては、Dietrich Schäfer, Geschichte von Dänemark. Bd. 5. (Götha. 1902). S. 693 ff., Hansson, a. a. O. S. 30-1. 露西亞に就つた Leop. Karl Goetz, Deutsch-Russische Handelsgeschichte des Mittelalters. (Lübeck, 1922). S. 189. シュウェーデンに就つた Holhn, a. a. O. S. 177 ff.; Mickwitz, a. a. O. S. 27 ff. ノルウェーに就つた Hans Karl v. Borries Die Handels- und Schiffsbeziehungen zwischen Lübeck und Finnland. Ein Beitrag zur Geschichte der Ostseewirtschaft. (Jena. 1923). S. 47 ff, 88.; Goetz, a. a. O. S. 431. 西歐に就つた Häpke, Spanienfahrt, S. 147 ff.; Vogel, a. a. O. S. 135.; Hermann Wäzjen, Das holländische Kolonialreich

in Brasilien. Ein Kapital aus der Kolonialgeschichte des 17. Jahrhunderts. (Gotha. 1921). S. 25-7; Beutin, Konsulatswesen, S. 443 ff.; Ernst Basch, Hamburg und Holland im 17. und 18. Jahrhundert, HGBl. 1910, S. 45 ff. 中譯ハムザ Claus Nordmann, Oberdeutschland und die deutsche Hanse. (Wimar. 1939). S. 43 ff. 中譯ハムザ

(29) 本誌第一卷註四。

(30) Die Bartholomäus-Briderschaft der Deutschen in Lissbon, HGBl. 1888, S. 6.

(31) N. A. II. Nr. 1061.

(32) N. A. II. Nr. 670.

(33) N. A. II. Nr. 1047.

(34) N. A. II. Nr. 265, 267.

(35) Beutin, Konsulatswesen, S. 440.

# 我國中小商工業金融に就いて

三村 稱平

## 目次

- 一 中小商工業金融の意義
- 二 中小商工業金融の基礎條件
- 三 中小商工業金融の貸付條件
- 四 中小商工業金融の擔當機關
- 五 中小商工業者の金融上の社會的地位
- 六 中小商工業の金融的救済の必要性
- 七 中小商工業救済の金融制度
- 八 中小商工業金融問題の將來
- 一 中小商工業金融の意義

中小商工業金融の意義に關しては、異說紛々として基本的定義は存在してない。これ蓋しその意義の規定が極め

我國中小商工業金融に就いて